

名 税 業 一 第 479 号
令 和 6 年 3 月 25 日

支 部 長 各 位

名古屋税理士会
会 長 尾 崎 秀 明

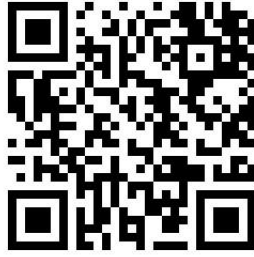
日税連「第7回税理士実態調査」のウェブによる回答方法について

この度、日税連から「第7回税理士実態調査」に関して、ウェブによる回答の周知、
勸奨の協力要請がありました。

支部長におかれましては、支部例会等において添付資料を配付のうえ、テスト用ページ (<https://ssforms.jp/demo/07jittaichosa/>) による回答実演を行うなど、支部
会員へのウェブ回答の周知、勸奨のご協力をお願いします。

添付資料

第7回税理士実態調査のウェブによる回答方法



スマートフォン等の場合はこちらからもアクセスが可能です・

第7回税理士実態調査のウェブによる回答方法

日税連HP



第7回税理士実態調査の実施のお知らせ（予告）

この実態調査は、10年毎に実施しているもので、税理士及び税理士法人の実態を把握し、税理士制度の発展に資すること等を目的に実施します。

調査の基準日・対象者

今回の調査は、令和6年1月1日を基準日とし、税理士会員及び税理士法人会員の全員を対象とします。
※税理士会員については、それぞれの登録区分に応じて調査内容が異なりますのでご注意ください。
※税理士法人会員については、主たる事務所にのみ調査票を送付します。

実施時期・回答期限

調査票は、4月1日ごろに郵送します。また、回答期限は、4月30日とします。

調査方法

① 日税連から調査票を送付します。

②

- ・ 4月1日以降、特設サイトのURL(会員専用ページ)を掲載しますので、そこから特設サイトにアクセスしてください。
- ・ 調査票に同封する案内状にも特設サイトのURL及びQRコードが記載されています。
- ・ 会員専用ページにログインする際、ユーザー名/PW=taxnz/taxnzを入力(いずれも半角小文字です。)



特設サイトイメージ

第7回税理士実態調査特設サイト

調査の目的

この実態調査は、10年毎に実施しているもので、税理士及び税理士法人の実態を把握し、税理士制度の発展に資すること等を目的に実施します。

回答フォーム

1. 下記より回答フォームへお進みください。
2. ご不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。
日本税理士会連合会「第7回税理士実態調査係」(担当：業務1課)
TEL：03(5435)0931 FAX：03(5435)0941
E-mail：7jittai@nichizeiren.jp

[【回答フォーム】](#)

調査目的

この実態調査は、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、①今後の税理士制度の発展に資すること、②税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、③本会及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的としています。

1. 下記より回答する登録区分を選択し、回答フォームへお進みください。なお、直近で登録区分を変更した方で、以前の登録区分での回答を希望する場合は、その区分で回答いただけます。
2. ご不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。

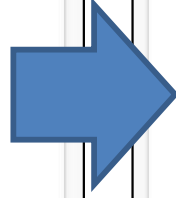
日本税理士会連合会「第7回税理士実態調査係」(担当：業務1課)
TEL: 03 (5435) 0931
FAX: 03 (5435) 0941
E-mail: Zjittai@nichizeiren.jp

開業税理士用の調査票へ進む

所属税理士用の調査票へ進む

社員税理士用の調査票へ進む

税理士法人用の調査票へ進む



調査目的

この実態調査は、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、①今後の税理士制度の発展に資すること、②税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、③本会及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的としています。

回答要領

1. この調査は、完全無記名の調査であることから、個人が特定されることはありません。
2. この調査票は、「開業税理士」用です。
3. この調査においては、特に指定がない限り、令和6年1月1日現在の状況により回答してください。また、その他本文中に期間の指定があるものについては、その指定に従ってそれぞれ回答してください。
4. 調査票の回答方法は、該当するものをクリックするか、該当欄に所要事項を入力してください。
5. その他回答にあたっての注意事項は、各項目欄の下に(注)として記載してあります。
6. ご不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。

日本税理士会連合会「第7回税理士実態調査係」(担当：業務1課)
TEL: 03 (5435) 0931
FAX: 03 (5435) 0941
E-mail: Zjittai@nichizeiren.jp

最初から回答を始める

途中から回答を開始する

調査票メニューへ戻る

回答専用ページ

令和6年1月1日時点の登録区分により回答します。
直近で登録区分を変更した方で、以前の登録区分での回答を希望する場合は、その区分でご回答いただけます。

最初から回答する場合は、こちらから回答を始めます。

途中で回答を保存することもできます。
回答を再開する時は、こちらから回答を再開します。

ここまでの回答を保存して終了

ページを選択 (テスト用)

1/63ページ (Q01)

2/63ページ (Q02)

3/63ページ (Q03)

4/63ページ (Q04)

5/63ページ (Q05)

6/63ページ (Q06)

7/63ページ (Q07)

8/63ページ (Q08)

9/63ページ (Q09)

10/63ページ (Q10)

11/63ページ (Q11)

12/63ページ (Q12)

13/63ページ (Q13)

14/63ページ (Q14)

15/63ページ (Q15)

16/63ページ (Q16)

17/63ページ (Q17)

18/63ページ (Q18)

19/63ページ (Q19)

20/63ページ (Q20)

WEBブラウザの「戻る」は使用しないようお願いいたします。

問4 資格取得前の建業

1. 税理士事務所職員

2. その他土業の事務所職員

3. 税務職員 (国税)

4. 税務職員 (地方税)

5. その他の公務員

6. 会社員

7. 他土業者

8. その他

(注)税理士登録取得 (登録) 直前の職業に限らず、主職名ものを記入する。

戻る

次へ進む

進捗率: 6%

※本調査の結果は、すべて統計的に処理され、個人が特定されることはありません。

ページを選択することができ
ます。

該当する箇所をクリックして
回答します。
※未回答でも進むことができ
ますので、即答できない設問
は、後から回答することでもで
きます。

「次へ」で次の設問に進み、
「戻る」で前の設問に戻ります。
※戻る際、WEBブラウザの
「戻る」は使用しないようお願い
いたします。

%は、回答の進捗状況を示し
ています。

ここまでの回答を保存して終了

ページを選択 (テスト用)

WEBブラウザの「戻る」は使用しないようお願いいたします。

I 税理士の現況に関する調査 (1 ~ 29)

問1 所属税理士会

修正

最後に、アンケートをすべて完了される場合は画面右下の「回答完了」ボタン
をクリックしてください。
回答に訂正がある場合は「戻る」又はそれぞれの設問の「修正」ボタンをクリ
ックしていただき、前の画面へお戻りください。
回答内容を保存したい場合は、このページを印刷等して保管してください。

※回答内容を保存したい場合
は、このページを印刷等して
保管してください。

回答結果を確認後、「回答完
了」ボタンをクリックして回答
終了です。

※「回答完了」ボタンをクリック
すると集計結果に反映されま
すので、実際に回答する時以
外は、「回答完了」ボタンをク
リックしないで下さい。

日本税理士会連合会に対するご意見・ご要望等ございましたらご記入ください。

修正

戻る

回答完了

第7回税理士実態調査 (社員)

以上でアンケートは終了となります。
お忙しいところご協力ありがとうございました。

最後に自分の回答結果が表
示されますので、適宜修正し
てください。

※回答内容を保存したい場合
は、このページを印刷等して
保管してください。

回答結果を確認後、「回答完
了」ボタンをクリックして回答
終了です。

※「回答完了」ボタンをクリック
すると集計結果に反映されま
すので、実際に回答する時以
外は、「回答完了」ボタンをク
リックしないで下さい。

回答終了

ここまでの回答を保存して終了

ページを選択（テスト用）

WEBブラウザの「戻る」は使用しないようお願いいたします。

中断するときはここをクリック

中断・再開方法



アンケートにご協力いただきまして誠にありがとうございます。

ここまでご回答いただいた内容を保存いたしました。

回答再開には下記の2つの方法があります。

1. メールにて再回答URLをお知らせ

こちらにメールアドレスを入力していただくと、再開用URLが送信されます。URLにアクセスすると、そのまま回答を再開できます。

メールアドレス

送信

2. 再ログイン画面より再回答

再ログイン画面にて、回答再開IDを入力することで回答を再開できます。

回答再開ID

upsg83

コピー

回答再開ログイン画面へ

回答再開方法は次の2つございます。

- ・メールにて再開用URLを取得して回答を再開する方法
- ・自動発行される再開用IDで回答を再開する方法

※再開用URL及び再開用IDはいずれも保存の都度異なります。

ここでメールアドレスを入力すると、再開用URLがメールで送信されます。

この場合、再開用IDの保存・入力が省略できます。

※メールアドレスは再開用URL送付後に自動消去されます。

「再開用ID」が自動発行されるので、メモします。

※亡失等した場合、再発行はできず、改めて最初から回答しなくてはなりませんので、ご注意ください。

回答再開ログイン

回答再開のIDを入力してログインしてください。

ID

ログイン

再開する場合は、P2下図「途中から回答を開始する」をクリックするとログイン画面が表示されます。

メモした「回答再開ID」を入力して回答を再開します。

メール配信 1

※令和6年3月25日から31日までの間に配信予定

件名

日税連「第7回税理士実態調査」へのご協力のお願いについて

会員各位

日税連が実施する「第7回税理士実態調査」につきまして、ウェブによる回答にご協力をお願いします。

現時点で、テスト用ページが公開されていますので、お試しください。

回答用の特設サイトは、令和6年4月1日以降に日税連ホームページに公開される予定です。

テスト用ページ

<https://ssforms.jp/demo/07jittaichosa/>

メール配信 2

※令和6年4月1日以降に配信予定

件名

日税連「第7回税理士実態調査」特設サイト公開

会員各位

日税連が実施する「第7回税理士実態調査」につきまして、特設サイトが公開されました。

会員各位におかれましては、ウェブによる回答にご協力をお願いします。

なお、本調査には、令和5年における業務に関する調査項目が含まれています。

令和5年分確定申告に際し、その実績等をあらかじめ整理していただくと、ご回答が簡易になるものと存じます。

特設サイト

URL

ホームページ（会員向けページ） 1

※令和6年3月25日から31日までの間に掲載予定

件名

日税連「第7回税理士実態調査」へのご協力のお願いについて

日税連が実施する「第7回税理士実態調査」につきまして、ウェブによる回答にご協力をお願いします。

現時点で、テスト用ページが公開されていますので、お試しください。

回答用の特設サイトは、令和6年4月1日以降に日税連ホームページに公開される予定です。

テスト用ページ

<https://ssforms.jp/demo/07jittaiichosa/>

ホームページ（会員向けページ） 2

※令和6年4月1日以降に掲載予定

件名

日税連「第7回税理士実態調査」特設サイト公開

日税連が実施する「第7回税理士実態調査」につきまして、特設サイトが公開されました。

会員各位におかれましては、ウェブによる回答にご協力をお願いします。

なお、本調査には、令和5年における業務に関する調査項目が含まれています。

令和5年分確定申告に際し、その実績等をあらかじめ整理していただくと、ご回答が簡易になるものと存じます。

特設サイト

URL